

# 1 議 事 日 程（第3日）

（平成26年第1回有田川町議会定例会）

平成26年3月25日

午後9時30分開議

於 議 場

日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）

追加日程第1 発委第1号 新聞の軽減税率を求める意見書の提出について

日程第2 議案第11号 平成26年度有田川町一般会計予算

日程第3 議案第12号 平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第13号 平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第14号 平成26年度有田川町介護保険事業特別会計予算

日程第6 議案第15号 平成26年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算

日程第7 議案第16号 平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第17号 平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第18号 平成26年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第19号 平成26年度有田川町簡易排水事業特別会計予算

日程第11 議案第20号 平成26年度有田川町浄化槽事業特別会計予算

日程第12 議案第21号 平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算

日程第13 議案第22号 平成26年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算

日程第14 議案第23号 平成26年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算

日程第15 議案第24号 平成26年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算

日程第16 議案第25号 平成26年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算

日程第17 議案第26号 平成26年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算

日程第18 議案第27号 平成26年度有田川町水道事業会計予算

日程第19 議案第28号 有田川町重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例の制定  
について

日程第20 議案第29号 有田川町こころとまちを育む読書活動推進条例の制定について

日程第21 議案第30号 有田川町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につ  
いて

日程第22 議案第31号 有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

日程第23 議案第32号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第33号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議案第34号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第35号 清水町定住促進対策条例を廃止する条例の制定について

- 日程第27 議案第36号 有田川町辺地総合整備計画の策定について  
 日程第28 議案第37号 有田川町道路線の認定について  
 日程第29 議案第38号 有田郡老人福祉施設事務組合規約の改正に関する協議について  
 日程第30 議案第39号 消防救急無線の広域・共同整備及び保守管理業務に関する協定の  
 変更協定の締結について  
 日程第31 議案第40号 有田川町土地開発公社の解散について  
 日程第32 議案第41号 有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定について  
 日程第33 議案第42号 有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意について  
 日程第34 議案第43号 有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意について  
 日程第35 議案第44号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意について  
 日程第36 議案第45号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について  
 日程第37 議案第46号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意について  
 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
 日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
 日程第40 常任委員会の閉会中の継続調査の件  
 日程第41 特別委員会の閉会中の継続調査の件  
 日程第42 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 谷 畑 進   | 2番  | 小 林 英 世 |
| 3番  | 辻 岡 俊 明 | 4番  | 林 宣 男   |
| 5番  | 森 本 明   | 6番  | 殿 井 堯   |
| 7番  | 佐々木 裕 哲 | 8番  | 岡 省 吾   |
| 9番  | 森 谷 信 哉 | 10番 | 堀 江 眞智子 |
| 11番 | 中 山 進   | 12番 | 新 家 弘   |
| 13番 | 湊 正 剛   | 14番 | 増 谷 憲   |
| 15番 | 橋 爪 弘 典 | 16番 | 亀 井 次 男 |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 小 林 英 世 | 15番 | 橋 爪 弘 典 |
|----|---------|-----|---------|

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

|        |           |         |         |
|--------|-----------|---------|---------|
| 町 長    | 中 山 正 隆   | 副 町 長   | 山 崎 博 司 |
| 清水行政局長 | 保 田 永 一 郎 | 消 防 長   | 前 田 英 幸 |
| 総務政策部長 | 武 内 宜 夫   | 住民税務部長  | 清 水 美 宏 |
| 建設環境部長 | 前 守       | 福祉保健部長  | 中 島 詳 裕 |
| 産業振興部長 | 林 孝 茂     | 総 務 課 長 | 田 代 定 昭 |

企画財政課長 一ツ田 友也 教育委員長 早田 智代  
教育長 楠木 茂 教育部長 三角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 中西 満雄 書記 林 美穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人あります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第1号として、「新聞から得る知識・教養には軽減税率の適用を」求める請願書が、本定例会第2日目において、産業建設住民常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

請願第1号、「新聞から得る知識・教養には軽減税率の適用を」求める請願が、本定例会第2日目において当委員会に付託されておりました。

去る3月19日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、意見書の提出については、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

十二分に審議の上、よろしく決定くださいますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

新聞への軽減税率の適用を求める請願について、反対の立場から討論させていただ

きます。

第1に、この請願は消費税増税を認めた前提になっており、増税の中止を求めています。

第2に、この請願は新聞協会から出されたことになっておりますが、事実上の提出者は新聞社ということになります。新聞社は、これまで消費税増税についてどういう態度をとってきたのかといいますと、正面から問われてまいります。とりわけ大手5紙は、この間、政府の消費税増税支援を後押ししています。例えば、昨年1月に大手紙が一斉に発表した、大手紙みずから行った世論調査では、設問に社会保障の財源と明記している消費税増税に反対が軒並み55%を超え、賛成は3割台に低落する結果になったにもかかわらず、大手紙はその後も政府の増税方針を後押ししてきました。このように、増税を追い立てておきながら、新聞だけ軽減税率の適用を求めるのはいかがでしょうか。

第3に、仮に新聞への軽減税率が適用されたとしても、消費税が増税されれば、結局は国民の可処分所得が奪われ、中小企業も打撃を受け、景気はさらに落ち込み、新聞の売り上げも減るのではないのでしょうか。こうして考えるならば、今、切実に求められているのは、ことし4月からの消費税増税の実施の中止を求めることにほかなりません。

4つ目に、消費税増税の姿勢であります。政府の消費税増税によって社会保障全体の水準が上がることは答弁できないような現状にあります。消費税5%に増税する前の年の1996年と2010年度の国と地方税収の比較でも、消費税増税は社会保障安定財源確保にも財政健全化にもつながらないことは明白であります。

以上のことから、新聞への消費税軽減税率を求める請願を採択することには賛同できないことを申し上げまして討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時36分

再開 9時37分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

お諮りします。

ただいま産業建設住民常任委員長から、発委第1号、新聞の軽減税率を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第1号……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第1、発委第1号、新聞の軽減税率を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である産業建設住民常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

発委第1号、新聞の軽減税率を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

新聞の軽減税率を求める意見書案

新聞は、戸別宅配制度により世界一と言われる識字率の高い国民に支持され、政治、経済、社会、スポーツ等のありとあらゆる情報を全国津々浦々の購読者に伝え、世界に誇ることができる健全な民主政治と文化の発展に大きな貢献と役割を果たしてきている。その制度を担う新聞販売店は、国民の知的インフラとしての新聞を早朝届けることで国力の維持に貢献しているという自負と誇り、そして使命感を持って日々仕事に取り組んでいる。

本年4月から段階的にふえる消費税増税は、不足する社会保障費の財源に充てられるためにやむを得ないとしても、一律平等の税率では消費選択の余地がない食料品などの生活必需品まで物価が上がり、各家庭の経済的負担もふえ、民主主義の支える社

会基盤である新聞の購読を中止する家庭も出るおそれがあり、知的レベルの低下も懸念される。特に社会的・経済的弱者に購読中止の傾向が出た場合は、格差が拡大し、社会的不安材料を生み出す要因になる可能性が大きい。すなわち、段階的消費税増税を契機として新聞販売店の経営が大幅に悪化、全国36万人以上の販売店スタッフの雇用が失われ、戸別宅配制度が崩壊し、そのことで庶民一般の読者離れが進み、最悪の場合、健全な民主政治と日本文化の発展に貢献した新聞が毎日読めない社会も否定できないと考える。

政府は、消費税8%までは一律課税と考えているようだが、多くの国では消費税は複数税率を導入している。そして、民主主義という観点での欧米先進国では、新聞や書籍等に軽減税率を適用している。

よって、消費税増税に当たり、国民生活にとって不可欠な生活必需品を真摯に見きわめ、複数税率を導入し、新聞への軽減税率適用を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣であり、慎重に審議いただき賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第2 議案第11号……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、議案第11号、平成26年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

幾つか質疑をさせていただきます。

まず、非常勤職員報酬と臨時雇い賃金の問題であります。今回の当初予算では、非常勤職員の報酬と臨時雇い賃金で約2億7,325万円余り組まれています。これは、職員給料の約19%に当たります。正規職員を減らす中で、現体制では回らないことを意味するのではないかと思います。

特に非常勤職員の報酬で約1億6,506万円で、そのうち保育士分が約1億2,288万円を占めています。これは、非常勤職員全体を占める割合が74%にもなっており、まさに正規保育士を補充せず非常勤保育士での対応になっているわけですが、本来これは正規保育士で対応すべきだと思いますが、町長に姿勢を伺っていきたくと思います。

それから、予算書の123ページにあります青年就農給付金事業であります。今回、国から新たな事業拡大がありました。これの経営開始型が、農地が親族からの貸借が主であっても対象となりました。そういうことも見込んでの予算化も含んでおられるか。もしそうでないならば、今後どう対応されていくのかお伺いしたいと思います。

それから3つ目に、同じ予算書の143ページに、町道整備作業員賃金など488万円が予算化されておりますが、町道の維持管理の問題なんです。この前の大雪のときの除雪対策や、最近、強い風が吹いて町道への倒木やそれから枝などが散乱して通れない、もしくは通りにくくなって、地域の方々は大変困られて、すぐに対応してほしいよという声がたくさん、同僚議員にもいただいていたと思うのですが、今の体制でもなかなかしんどい面もありますけれども、こういうときにこそ迅速な対応が要るのではないかと思います。そういう意味で今後迅速な対応をしていただけるよう求めておきたいと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

それから、教育部にかかわって、予算書の171と173ページに、小・中学校のいわゆる準要保護制度があります。これは新たに2010年度から生徒会費、PTA会費、クラブ活動費も対象になりました。財源は、以前は国庫補助金で対応していただきましたが、今は交付税算入になって一応対応できるようになっておりますが、しかし、当町では大変御尽力いただいているわけですが、クラブ活動費の支給はされておられません。一般財源化されたとはいえ交付税算入されていますから、対象に入れるべきではないでしょうか。国の支給単価で言いますと、平成26年度で2万9,600円となっています。県内ではかつらぎ町だけ支給されておりますが、これは学校で行っているクラブ活動に対して年間2万8,780円という上限を決めて、この範囲でクラブ活動費として出しています。平成26年度で約60万円の予算化で、35人ぐらい対象予定だそうです。

なお、我が町では大体90人前後が対象になるのではないかと思います。有田川町

でも、ぜひそういう対応を求めたいと思いますし、あわせて文科省は1月10日付の事務連絡で、消費税の引き上げに伴い支給単価の引き上げも求めています。この点も含めていかがでしょうか。

以上、質疑としてます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず第1点目、臨時職員等の多いという話、特に保育所ですね。おっしゃるとおり、約半分がもう非正規職員ということで、これ以上臨時をふやすわけにはいきませんので、今のところ、もう正職員がやめたら必ずその分は補充をさせていただいています。今後のことについては、また検討をさせていただきたいと思います。

それからもう1つ、道路の問題、町道の問題がありました。災害時には、おっしゃるとおり、いろんな障害が出てまいります。これはもうできるだけ早く、今後も対応をさせていただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

議員御質問の準要保護就学援助についてお答えさせていただきます。

現在、御指摘のとおり、90名分が出ております。交付税算入の件もございませけれども、現在のところ学用品であるとか通学用品については国の基準に従い、また修学旅行費、生徒会費、PTA会費、給食費、校外活動費等々については、これは実費を出しておるというふうなことで、かなり手厚くというか出しておるという現状です。ただクラブ活動費につきましては、議員御指摘のとおり、かつらぎ町、和歌山県内では1カ所でございます。といいますのも、各学校、各クラブによって差異があるというふうな部分もございまして、なかなか公平さに欠ける部分であるとか検討の余地がございます。ただ、今後は子どもたちが公平にクラブ活動にも親しんでいくという中で検討させていただきまして、状況も把握する中で検討という形をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

予算書の123ページ、青年就農給付金事業につきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この平成26年から拡充されまして、今までだったら原則としまして親族以外からの貸し借りというのが主であったんですが、この拡充によりまして親族から貸し借りした農地が主である場合には、給付期間中に所有権を給付対象

者に移転することというようになりまして拡充されております。金額につきましては、補助金は変わっておりませんので、9人分の金額を予算計上しております。そして、夫婦1組分ということで1,575万円を計上してございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

準要保護の支給について、かつらぎ町で伺ったんですが、不公平感、そういう話が出てませんか聞いてたんですけども、それはないですとっておりましたので、ぜひ前向きに検討を求めておきたいと思っておりますし、それから青年就農の問題ですが、新規に拡充された部分について、今後、具体的に決まってくれば、今後として対応していただけるかどうかを含めて再度御答弁いただきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

クラブ活動につきましては、クラブ活動費も調査する中で、前向きに検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

もう十分対応させていただきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑がないようですので、これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第11号、平成26年度一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の第1の理由は、消費税増税を含んだ予算になっていることであります。町の負担も約4億円と試算されていて、地方消費税交付金を差し引いても約2億円の負担増となります。

第2に、具体的に公表されておられませんから具体的に指摘はできませんけれども、第2次集中改革プランに基づいた計画になっている点であります。

第3に、機関委任事務もふえて現在の業務が多くなっていますが、一方で正職員を減らしてきています。その課での対応でできないこととなり、非常勤職員や臨時雇い

賃金で対応せざるを得ない状況がある点であります。特に非常勤保育士の報酬が非常勤職員報酬全体の74%にもなり、保育士全体の過半数以上の保育士が非常勤保育士であることは改善しなければならない問題であります。

4つ目に、生活扶助基準の引き下げにより、さまざまな福祉制度など受けられる基準が引き下がり、対象から外れる場合が出てまいります。

5つ目に、議員報酬を引き上げる予算措置になっている点であります。しかし、その一方で町民の皆さんのために本当に大事な予算が組まれておりますけれども、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論がないようですので、これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第12号……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、議案第12号、平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第12号について質疑をさせていただきます。

今回、応益割の5割、2割軽減の対象者が拡大されることとなります。5割軽減だと世帯の被保険者の前年度の合計所得が33万円プラス35万円掛ける被保険者数以下が、33万円プラス45万円掛ける被保険者数以下の世帯と変わります。また2割軽減では、33万円プラス24万5,000円掛ける世帯主を除く被保険者数以下の世帯が33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者数以下の世帯に変わります。それぞれ対象者はどのようになるのでしょうか。ふえる部分と全体の対象者、7割、5割、2割の軽減の世帯数は何世帯から何世帯になるのか示していただきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員の御質疑にお答えしたいと思います。

平成26年度税制改正大綱が平成25年12月24日に閣議決定され、国民健康保険税関係で課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充、それぞれの改正が盛り込まれております。ただいまの今国会に提出されておるところです。

御質疑の保険税の軽減措置についての対象世帯でございますけれども、5割軽減の対象世帯は293世帯ふえます。また、2割軽減対象者世帯につきましても286世帯ふえます。7割、5割、2割の軽減対象世帯数の合計は全体で2,501世帯となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは、国保税の賦課限度額ですけれども、医療分の恐らく介護納付金の部分で、それぞれ引き上がって合計限度額が幾らになるのでしょうか、示していただきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

課税限度額でございますけれども、現行は合わせて77万円が限度額でございます。それで、今回の予定されております改正につきましては、介護納付金分で2万円、そして後期高齢者支援金で2万円の引き上げが予定されております。合わせて81万円となります。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第12号について、反対の立場から討論を行います。

国保の被保険者は低所得者が多く、所得がなくても固定資産があれば国保税が大きくかかってまいります。負担能力以上の納税を強いられています。

第1に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されていますから、そのために限度額を4万円に引き上げると、応益割で2万円、応能割で2万円引き上げることになります。限度額を引き上げると、その負担は加入者全員に及ぶことになり

ます。

第2に、高い国保税をとっているため、余剰金が出て戻らず、基金などへ積み立てるのは問題であります。

3つ目に、国保税を引き下げるために基金を使って1世帯当たり1万円の引き下げをすべきであります。

第4に、国庫支出金が歳出全体を占める割合が27.92%落ち込んでいます。このことが国保会計を著しく苦しくさせた原因にもなっております。国がもとの45%まで引き上げるべきです。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第13号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第13号、平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第13号について、反対の立場から討論を行います。

今回の予算は、保険料を引き上げた予算になっています。保険料の所得割を100分の8.28から100分の8.55に引き上げ、均等割額を4万3,271円から4万4,730円に引き上げます。平均686円の引き上げとなります。また、限度額を55万円から57万円に引き上げます。所得の少ない家庭への軽減策があります

が、応能・益比率の50対50の関係で加入者全員の負担となってまいります。県後期高齢者医療広域連合の試算でも、75歳以上1人世帯の場合で年金220万円で9万8,700円から10万2,000円の3,300円の負担増、75歳以上夫婦の世帯で、夫の年金が160万円、妻の年金が80万円で1万5,700円から1万6,400円の700円の負担増、世帯主が子どもで75歳以上高齢者1人と同一世帯の場合、連合会が示した割合では、年金80万円から220万円間の6分類全てで負担増となってまいります。

以上の理由により反対の討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第14号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第14号、平成26年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第15号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第15号、平成26年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第16号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第16号、平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第16号、簡易水道事業特別会計予算について反対の立場から討論を行います。今回の反対理由は、消費税増税に伴う負担増であります。一般家庭用で10立方メートルまでで1,470円から1,512円に、営業用10立方メートルで1,785円から1,836円に、管理分担金で20ミリメートルで21万円から21万6,000円になります。これは消費税を含んだ水道料金の引き上げになっておりますので反対とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第17号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第17号、平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第17号、公共下水道事業特別会計予算について反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、消費税増税のために使用料が10立方メートルまで、1,260円から1,296円、超過分で1立方メートル当たり126円から129円の使用料収入の予算措置となっています。

第2に、事業を進めるほど膨大な先行投資となり、景気の悪い中でつなぎ込みも進まないおそれがあります。使用料収入では維持できなくなり、財政が大変危惧されます。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第18号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、議案第18号、平成26年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第19号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、議案第19号、平成26年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第20号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、議案第20号、平成26年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第21号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、議案第21号、平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第21号について質疑をさせていただきます。

今回、温泉の食堂部門とそれから販売部門が指定管理により委託されることになり、4月から。それで、食堂部門と販売部門の運営、それから和室の利用条件や食堂の内容など、どのようになっていくのか御説明いただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

この4月から日本テクノ株式会社のほうへ食堂部門と物販部門を委託することになってございます。今までと特に変わったところにつきましては、食堂のメニューの面なんですけれども、てんぷら定食、エビフライ定食など新たに22品目が追加されてございます。

また、和室の利用につきましては、今まで主に弁当の提供で賄っておりましたが、これが今後は会席料理を提供できるとそのように聞いてございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ある区の区長さんが、温泉を利用しようということで4月1日以降の利用ということで問い合わせをしたんですよ。そしたら、和室の利用が2時間の制限を設けられて、2時間以上は使えないということで困っていました。それから30人以上はお断りと言われました。今まで2,000円のお弁当があったのに、それもなくなって3,000円、5,000円とお聞きしております。ということになりますと、例えば敬老会の会として毎年利用していたのが、利用できなくなってしまうんですね。こういう線引きをされたら大変困りますし、果たしてそんだけの線引きをしてどんどん予約が入っていくのかどうかも心配いたしますし、その点、十分柔軟な対応をしていただけないのかどうかその辺を求めたいのと、それからメニューをふやしていただくのはうれしいんですけども、現場の調理体制がうまくいくのかどうか心配しているわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

お答えいたします。

和室の利用状況につきましてなんですが、ちょっと業者の方と一度その点について協議してまいりたいと思っております。

それと調理の体制なんですけれども、十分行ってもらえると思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

突然質疑をさせていただいたのでわからない点もあるかと思っておりますので、その点は

十分調べていただいて、本当に利用していただかないと元も子もないので、せっかく業者が変わってよくなったと言えるように、その辺十分対応していただくように求めておきたいと思いますがいかがでしょうか、再度お答えいただきたい。町長に求めようか。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

あんまり詳しいことは知らんけど、前の町がやってるときから大体2時間ぐらいかなという思いであります。また今後、業者の方と相談して、もう少し柔軟に対応できるように指導していきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

5番、森本明君。

○5番（森本 明）

1点だけ関連で。食材の仕入れ先が、地元から今まで入れてたわけよな、あれは。今回、委託業者やさかいにもちろん方法が変わろうかと思うけど、変わった場合に地元の業者が入れないという方にはお断りしてるとか、御理解をいただいているとか、そういう話はできてるのかどうか、その辺をちょっと教えて、1点だけ。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

森本議員の御質疑にお答えいたします。

経営状況が変わるということを、各仕入れ先の方には文書で連絡してございます。それは十分連絡は行っているものとそのように思っております。

○議長（湊 正剛）

5番、森本明君。

○5番（森本 明）

今の話だったら、まだ文書では通達してるけど、本人の店に出向いて御理解いただけてないということやな。その辺、ちょっと御理解いただいているかどうかだけ。飲み物についても、残ったところもあればお断りされたところもあるらしいんで、その辺だけわかれば。わからなかったら、これから努力するというところで結構ですけど。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

御質疑にお答えいたします。

直接出向いて協議しているかどうか、そこら辺まで私はちょっと把握してございま

せんので、今後につきましては、そういう業者の方と一緒に御相談させてもらいまして、ただ民間のほうへお願いしておりますので、安いところの商品を仕入れるというのはもう原則でございますので、そこら辺も十分業者の方に理解していただきたいとそうように思っております。

○議長（湊 正剛）

5番、森本明君。

○5番（森本 明）

もう今の答弁で結構なんですけど、なるべくあつれきの出ないように御理解、その辺は当局も十分注意していただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

関連してやけど、要は何をどのようにどうしていくかというもんがちょっとわかりにくいんですよ。まず、この明恵峡温泉のどの部分を委託に出すと、それはなぜ出すようになったんよっていう話と、今度はあの施設は町営でやってて、その一部運営で指定管理というところまで行かんとこう思うし、その点について、いいと思ってこれしてると思うんやけど、今議会が質問してるんは、町民のためにいろいろの団体で使用しようと思っても、今までみたいな2,000円の食事はできやん、3時間とか時間が切られてしまうとかこう言うてるねんけど、ここの点は余り町長はわかってないと思うんで。議会もこれわかってないわけやしよ。ちょっと暫時休憩して、一遍説明を、いきさつと、ここまでの説明をしていただきたいと思う。それで議長に一遍、暫時休憩をお願いします。

○議長（湊 正剛）

それでは、暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時20分

再開 10時31分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

それでは再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 3 議案第 2 2 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 3、議案第 2 2 号、平成 2 6 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 4 議案第 2 3 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 4、議案第 2 3 号、平成 2 6 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第24号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、議案第24号、平成26年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第25号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、議案第25号、平成26年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第26号……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、議案第26号、平成26年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第27号……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、議案第27号、平成26年度有田川町水道事業会計予算を議題としま  
す。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第27号、水道事業会計予算について反対の立場から討論を行います。

今回の反対理由は、消費税増税によるものであります。一般家庭用で10立方メートルまでで1,470円から1,512円に、営業用10立方メートルで1,785円から1,836円に、管理分担金で20ミリメートルで21万円から21万6,000円に、メーター使用料で20ミリまでで105円から108円になります。消費税増税を含んだ水道料金の引き上げになっておりますので、以上の理由により反対の討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第28号……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、議案第28号、有田川町重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第20 議案第29号……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、議案第29号、有田川町こころとまちを育む読書活動推進条例の制定  
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第30号……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、議案第30号、有田川町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制  
定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第22 議案第31号……………

○議長（湊 正剛）

日程第22、議案第31号、有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

ただいま議長の発言の許可を得ましたので、第31号議案に反対する立場で討論させていただきます。

平成26年度有田川町一般会計予算は143億6,000万円で、前年度当初予算159億2,000万円に比べて15億6,000万円の減額となっています。その結果、総務費、労働費、商工費等、多くの項目が減額となっています。このような状況のもとで町特別職報酬等審議会の答申を受けたとはいえ、議員報酬アップにつながる条例改定には次の5点を理由に断固反対します。

1点目、アベノミクス効果により経済に明るさが見えてきたとはいえ、まだまだ国家公務員、地方公務員、中小・民間企業労働者の給料アップには至っていません。それどころか下げられっ放しの低い状態にある。

2点目、月額1万5,000円以上の報酬アップは、公務員や一般企業労働者では考えられない破格の金額である。

3点目、現行の議員報酬を議員の実労働日数で割った1日当たり報酬は、町長の1日当たり報酬の数倍にもなる高い金額となっている。

4点目、議員が率先してすべきは町や町民のための仕事であり、みずからの報酬の値上げではない。たとえ値上げするとしても、公務員や民間企業労働者より先であってはならない。議員の報酬アップは最後でよい。

5点目、そもそも議員は住民全体の代表者であり奉仕者であることを思うとき、議案第31号は議員の資質が問われる改定案である。以上5点であります。

話は変わりますが、町内には107の地区があります。それぞれの地区にある防犯灯の電気代は、それぞれの地区が区費等で電力会社に支払っています。その防犯灯が壊れて修理するときや防犯灯を新設するとき、町から1基当たり1万5,000円の補助金が支給されます。無制限にではなく、1年間に2基分の3万円のみです。だから3基目からは、各地区の自己負担となります。昨年、防犯灯の電気代節約と維持費

軽減を図って、我が奥区では7基のLED防犯灯を新設しました。2基分の補助金3万円はいただきましたが、残り5基分、約8万円は区費で支払いました。せめてあと数基分の補助がいただけたらと思い当局に要望しましたが、財源不足を理由に断られました。町内のどこの地区もこのような課題を抱えていると思います。

そのような現実がある中で、議員報酬アップは町のためにはならないと考えています。それどころか、議員に対する町民の信頼、信用を落としかねないと思っています。ちなみに議員報酬を議案どおりにアップすると、月に80万円、年に960万円以上の出費となります。この金額をもし防犯灯補助金に回せば、今よりさらに640基分の補助ができることとなります。これは1地区当たり、さらに6基分の補助が出せるということになります。そういうようなところに貴重な税金を使ってほしいと思っています。

私の肩には、私に負託した1,000余名の方々の思いが乗りかかっています。この方々は、私に町のため、町民のための仕事をすることを望んでおり、誰一人として議員の報酬アップなどは望んでいません。本館玄関前正面に、仙台石でつくられた大きな顕彰碑があります。我々議員が範とすべきは、そこに顕彰されている野田四郎翁ではないでしょうか。

最後にもう一度言います。この31号議案は、議員の資質が問われる改定案であり、断固反対します。議員各位の賢明な判断をお願いします。これで私の反対討論を終了します。

○議長（湊 正剛）

賛成討論の方、ございますか。

11番、中山進君。

○11番（中山 進）

議案第31号について、賛成の立場から討論を行います。

ただいま3番議員から反対の討論がありました。全面的に否定するものではありませんが、私個人的にはちょっと違った考え方、あるいは見方をしています。その辺をちょっと述べたいと思います。

御承知のとおり、18年の1月に合併しました。その前に合併協議会というのが2年近く行われました。その中で、各町が対等合併ということで、いろんな項目のすり合わせを行いました。その中に議員の報酬というもの入っていたわけです。それを1つのテーブルの上に挙げて議論する中で、有田川町の議員についてはたしか5,000円ダウンしたと思うんです。そのすり合わせをした結果、今の議員報酬になったと思います。したがって、この8年間、5,000円下がったまま来ているわけです。その分を差し引きますと、実質1万円アップということになるかと思います。

それから2つ目ですけれども、議員報酬をアップするに当たって、これは町長が1人考えたことではございません。御承知のとおり、特別職報酬等審議会というのがあり

まして、その中でいろんな角度から議論されて、最終的に1万5,000円アップということになったかと思えます。足元の経済状況を見ますと、やはりデフレからインフレに向かって経済が動いています。政府の意向、あるいは日銀の意向に沿ったアップだと私はそのように考えていますけれども、思っています。

それから3つ目ですけれども、議員16名の中で若い議員を助けるという意味で、現在、ほかに収入のない方、特に年金などをもらっていない方の補充ということも考え、あるいはこれから新しい議員が参入しやすい条件づくりといたしますか、その辺も考えた場合、やむを得ないアップになるのではないかなと思います。できれば長期的に考えた場合、政治あるいは経済離れして、選挙離れしている若い人たちに、できるだけ選挙に立候補していただいて、この場に出ていただいて、新しい考え方を議会に反映していただきたいと、それが私の切なる願いでございます。

以上の観点から、議案第31号については、賛成するものであります。終わります。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第31号について、反対の立場から討論を行います。

反対の第1の理由は、地方議員の報酬額は自治体の予算、人口、面積、議員数など、その自治体特有の条件を基礎にしながら、住民要求を議会と行政にいかにして反映しやすくするかという観点を大事にしながら、さらに住民の合意も得ながら決定されるべきものと考えます。しかし、現在、町民の取り巻く状況を見ますと、年金の引き下げや消費税増税、景気低迷で苦しい生活状況にありますから、報酬の引き上げについては町民の御理解を得られるものではないと考えます。

2つ目に、今回の引き上げ幅を見ますと、議員1人当たり月額21万5,000円から23万円、副議長で23万円から25万円、議長で28万5,000円から30万円になります。また、この報酬額の引き上げに伴い、期末手当も上がります。税額を引かない額で言いますと、議員で61万4,900円から65万7,800円、副議長で65万7,800円から71万5,000円、議長で81万5,100円から85万8,000円上がります。これで議員全体で、引き上げ前と比べて年間363万1,500円の増額となります。

第3に、町は今後の財政状況を考えて、毎年のように行政経費に5%のマイナスシーリングをかけて削減してきています。12月議会での議員定数が削減されたときの削減理由の最大の理由は、町財政の状況を憂慮して削減したのではなかったでしょうか。これでは報酬を引き上げるために議員を削減したことになってしまいます。

4つ目に、さらに議員1人1人の期待される役割と責任が重くなっていることは報酬引き上げの理由にはないと考えます。

5つ目に、議員報酬の23万円以上は県下21町村の中で5議会、24%しかありません。

第6に、有能な若い人材確保のために報酬を引き上げることと人材確保ができることとは比例しないのではないかと考えます。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

15番、橋爪弘典君。

○15番（橋爪弘典）

何人かの方々が討論をされましたので簡略に申し上げます。

私は、議案第31号に賛成の立場から討論をするものであります。

議案に対しては、報酬審議会でも慎重に検討され、結果を出されたものでございます。報酬審議委員の方々は、各界を代表する方々で構成をされているメンバーでございます。言いかえれば、これは1つの世論ではないかというふうを考えるわけでございます。時はアベノミクスで総理も各業界にデフレ脱却の一助にと給料のアップを要請している状況であります。

かつては旧金屋町の議会において議員報酬は24万円という時代がございました。それから2回にわたって値下げをしておりまして、今回のアップでもその水準には達しない状況であります。議員の報酬のアップに反対される方々は、報酬の受け取りを辞退されるのが人生を生きる真っ当な姿だろうと思えます。そうでなければ、仮面をかぶったポーズにすぎないからであります。

以上、申し上げた観点から、私は賛成討論といたします。以上です。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（湊 正剛）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時55分

再開 11時11分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第23 議案第32号……………

○議長（湊 正剛）

日程第23、議案第32号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第24 議案第33号……………

○議長（湊 正剛）

日程第24、議案第33号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第34号……………

○議長（湊 正剛）

日程第25、議案第34号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第35号……………

○議長（湊 正剛）

日程第26、議案第35号、清水町定住促進対策条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第27 議案第36号……………

○議長（湊 正剛）

日程第27、議案第36号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第28 議案第37号……………

○議長（湊 正剛）

日程第28、議案第37号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

本案は、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

去る3月4日、議会初日、産業建設住民常任委員会に付託された議案第37号、有田川町道路線の認定に関する議案1件についての、当委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は3月5日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長からの付託案件について説明を聴取し、その後、現地調査を行い慎重に審査をいたしました。

本路線は、隣接して県道美里龍神線が整備されたために、その旧県道敷を県から譲

り受け、町道として認定しようとするものであります。本路線は、県道の迂回路として、また木材の切り出し道路としての重要な道路であり、認定基準に該当し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 9 議案第 3 8 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 9、議案第 3 8 号、有田郡老人福祉施設事務組合規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第30 議案第39号……………

○議長（湊 正剛）

日程第30、議案第39号、消防救急無線の広域・共同整備及び保守管理業務に関する協定の変更協定の締結についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第31 議案第40号……………

○議長（湊 正剛）

日程第31、議案第40号、有田川町土地開発公社の解散についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君

○16番（亀井次男）

この件については、予算研究会でも副町長並びに担当部長にもお話をし、解散しても支障がないという話でありました。一般的に土地開発公社の解散といえば、全国的に見れば、土地購入価格が高く、現在保有している土地の実勢価格が安く、赤字解消のため一般財源から補填をして土地開発公社の解散を行うという行政が多い中、当町は黒字解散であります。

まず1点目に、この状況を強く町民に広報をしていただきたい。2点目に、普通預金及び基本財産を含む定期預金を基金として積み立て、有田川町活性化のため活用してはどうか。3点目に、以前、風車用地、太陽光用地の土地を町へ寄附、また約2、

000万円からの現金も土地開発公社から町のほうの一般財源へ寄附をしております。この基金をつくれれば、一般会計に譲ったお金も戻し、また風車、太陽光の地代はこの基金に繰り入れをしたらどうかなと。こういう形と、本来、町道、県道、国道という土地を先行するために土地開発公社を所有してたという点が1点と、有田川町は企業誘致という形の中で、奥村の道京団地なんかもして有田川町発展の基礎を築いた。こういう形を鑑みて、今後も県、また町としての企業誘致とか住宅団地等々の計画もしていかなければならないと思います。この点については、用地提供者に利便性を考慮するとともに、この土地開発公社を何かの形で有田川町の活性化のために使うという基金をしなければ、口では土地開発公社を解散しても、必要な際は一般財源で行うと説明でありましたが、海へ塩をほうり込むというような形で、有田川町土地開発公社というのは吉備町の財産であって、ふるさと開発公社という清水町の赤字でぐつぐつになって2億5,000万円の投資をして、それで年間1,500万円ずつ出していかなければ運営できないと。それを今度は、一般的に有田川町も土地開発公社が解散したとこういうふうになったら、一般と変わらないのと違うかな。この点については、広報をきちっとしていただきたいというのが1点と、もう1点、そういう基金として有田川町の企業誘致、奥村なんかでもやいのやいの、町長のところへ道京の成功を見てから、いろいろ個人からも区長を通じて来てるので、今度一般財源で入ってしまったら、もうそんないろいろの形も考えられないと思うので、できるだけこの議会のときに基金として、それで町のためにひとつ基金として残していただきたいと思いますので、町長のお考えをお聞きしたいこう思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

この開発公社、旧3町であったんですけれども、合併時に有田川町にまとめようということでまとめさせていただきました。昔は、土地の値上がりを見込んだり、先行取得するためにつくった開発公社で、よその開発公社のようにいろんな事業をしてない関係で赤字は一切ありません。現在、余剰金については7,780万円ほど現金であります。それで、今議員おっしゃるとおり、これはしっかりと一般会計へ入れるのではなく、基金として有効に使っていただけるように別枠で置いておきたいと思えます。

それから、広報についても、これは開発公社解散ということは大事なことでありますので、これは広報で徹底的に町民にお知らせをしたいと思います。

それから風車とか太陽光発電の収益、これは基金へ入れよという御指摘でございます。これもしっかりと検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第32 議案第41号……………

○議長（湊 正剛）

日程第32、議案第41号、有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

この件については、昨今、一般質問でもやらせてもらったんですけども、今現在、木材の衰退ということで、なかなか木材推進の後の管理の体制を整えるというのは大変難しいことです。幸いにして1社だけでもやってやろうやないかということでした。だから、昨今言わせてもらったように、この1社がプロの団体です。まず、その内容は絶対に赤字が出ないようにやれます。やれると思います。しかし、一番懸念するのは林家、雇用、これらを巻き込んで抜本的にどうやってこの水準を上へ上げていくか。今日、冷え切った木材産業の衰退を背に受けて、いかに上へ浮上させるかっていうことは、この木材の今度の指定管理を受けられたところがかかった荷づくりだと思います。やっぱりその荷づくりの中で町、県、まず議会、地元の林家、この協力を得てして浮上させるというのはなかなか難しいんで、今後、林部長並びに有田川町長の中山さんの手綱さばき、これは非常に重要になります。そんじょそこらの手綱ではなかなか走れません。まず流通、出す木材を買うてくれるところからの開拓、これらはやっぱり町、県、国の協力がなかったらできないと思いますんで、その手綱さばきを町長に期待して、町長の今後の決意をお聞かせいただきたいとさように思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

御指摘ありがとうございます。

もともとこの加工センターは、恐らく清水地域の林業の活性化ということでつくったんだと思いますけれども、おっしゃるとおり、木材の今の状況というのは非常に厳しいものがあります。その中で今回、1社だけプロの集団があそこを経営してくれるということで、もちろんただ任すのではなしに、できるだけ地元の清水材の活性化につながるようにこれからもやっていただくように連絡とか指導は一生懸命させていただきます。ただ本当に言うように、間伐材を出してそんなに林家へお金を渡せるような、今は状況ではありませんけれども、県もこれからはっきり間伐材の利用促進に努める計画を立てるということでございますので、それも非常に楽しみにしております。それで県とか国とか、これからも連絡を密にとって、できるだけ林家に還元できるように、あるいは清水の林業が活性化できるように、これからも頑張っていきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第33 議案第42号……………

○議長（湊 正剛）

日程第33、議案第42号、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第34 議案第43号……………

○議長（湊 正剛）

日程第34、議案第43号、有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第35 議案第44号……………

○議長（湊 正剛）

日程第35、議案第44号、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第36 議案第45号……………

○議長（湊 正剛）

日程第36、議案第45号、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第37 議案第46号……………

○議長（湊 正剛）

日程第37、議案第46号、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第38 諮問第1号……………

○議長（湊 正剛）

日程第38、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

それではここで、長い間、町発展のために御尽力いただきました職員の皆様方が、本年3月31日をもって退職されます。

総務政策部長より退職される皆様の役職、氏名の紹介の申し出がありましたので許可します。

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、本年3月31日付をもって退職される方々を紹介させていただきます。

建設環境部長の前守さんです。

福祉保健部長の中島詳裕さんです。

総務課長の田代定昭さんです。

水道課長の上西英夫さんです。

やすらぎ福祉課長の抜井里子さんです。

健康推進課長の田中郁代さんです。

以上、6名の方々でございます。

○議長（湊 正剛）

それでは、退職者を代表して建設環境部長、前守君から挨拶の申し出がありましたので許可します。

建設環境部長、前守君。

○建設環境部長（前 守）

議長のお許しをいただきましたので、退職者を代表して挨拶させていただきます。

私たちのために貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。ここに厚くお礼申し上げます。

さて、この3月31日をもちまして、長年勤めさせていただいた有田川町役場を8名が退職いたします。それぞれの思いを胸に町役場に入庁して以来、最長者で42年

という長い間、大過なく任務を遂行できたのも、議員の皆様の温かい御支援、御協力があつてできたと感じております。

また、中山町長を初め山崎副町長、早田教育委員長、楠木教育長やよき先輩、よき同僚、よき後輩、家族にも恵まれたことは何よりも幸せでありました。3月31日付をもって町職員の身分からは開放され一町民となりますが、有田川町発展のために何らかのお手伝いができれば幸いと考えております。

最後になりましたが、どうか議員の皆様、また中山町長を初め町執行部の皆様におかれましては、ますます健康に御留意され、町発展に御尽力いただきたいと願っております。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（湊 正剛）

ありがとうございました。

退職される皆様に申し上げます。

長年にわたり役場職員として職務に精励され、その間、町発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの苦労と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

どうか健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦労さまでございました。（拍手）

（退職者 退場）

……………日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第39、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく申し上げます。

……………日程第40 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第40、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委

員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第4 1 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第4 1、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第7 5条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第4 2 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第4 2、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第4 5条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時42分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 湊 正 剛

2 番 議 員 小 林 英 世

1 5 番 議 員 橋 爪 弘 典